



令和6年6月号(広告)
2024年6月1日発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅 孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第205号
発行担当者: 杉井瑞季



あっという間に季節は梅雨に移り変わりました。今年から新しく熱中症特別警戒アラートの運用が始まったそうです。すでに夏日が連続し、夏の全国高校野球も2部制が導入されたりと夏の本格化に向けて厳しい暑さが予想されますので、体調には十分に気を付けてお過ごしください。

さて今年にはNISAの制度が変わり注目された方も多いと思います。今回はNISAと併用して資産形成に利用できるiDeCoの制度についてまとめてみました。大きな違いは受け取り時期で、NISAはいつでも引き出し可能ですが、iDeCoは60歳以降でしか受け取りできません。しかし所得控除の対象になるなど、税制優遇が多いためNISAとは違ったメリットもあります。

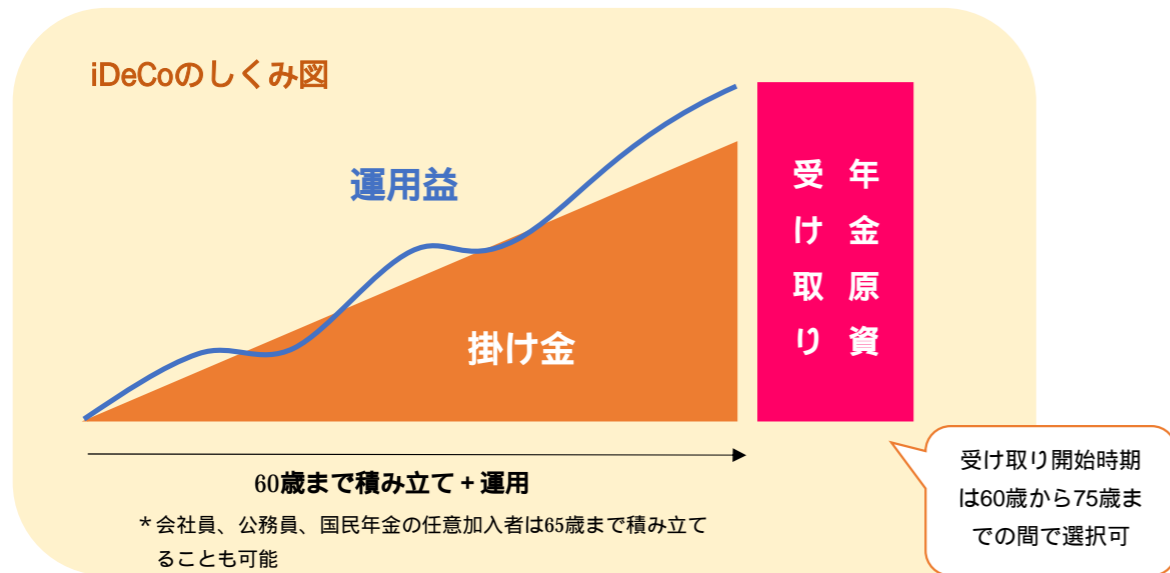
今回のテーマ: iDeCoについて

iDeCo(個人型確定拠出年金)のしくみ

iDeCoとは公的年金の上乗せとして給付を受けられる私的年金制度の一つです。

自分が拠出した掛け金を積み立てて運用し、60歳以降受け取ることができます。受け取り方は2通りで年金として分割で受け取るか、一括での受け取りを選択できます。

掛け金については運用することができ、60歳以降に向けて資産を増やすことも可能です。金額や運用商品は自由に設定することができます。



運用商品について

運用する商品は主に2つのタイプがあります。

- ・元本確保型 定期預金、保険
原則として元本が確保されているので安全に運用ができます。利息額を手数料が上回る場合があります。
- ・価格変動型 投資信託
国内外の株式や債券、不動産が組み入れられた投資信託で運用します。値動きによって**元本を割る可能性もあります**が、長期的に運用することで大きな収益も期待できます。大きく分けるとパッシブ型(市場平均と同じ動きを目指す運用方法で、手数料が低い)とアクティブ型(市場平均を上回る収益を目指す運用方法)の2タイプがあります。

加入する金融機関によって取扱商品は異なります。元本確保型と価格変動型の商品を組み合わせることもできるので、自分のリスク許容量に合わせてバランスよく商品を設定しましょう。運用商品はいつでも変更可能です。商品によって信託報酬という手数料もかかるので、選択する際にはチェックしましょう。



拠出限度額について

職業		掛け金上限
自営業、個人事業主等(国民年金第1号被保険者)		月額68,000円 (年額816,000円) 国民年金基金または国民年金付加保険料との合算枠
会社員・公務員等 (国民年金第2号被保険者)	会社に企業年金がない方	月額23,000円 (年額276,000円)
	企業型確定拠出年金のみ加入している方	月額20,000円 ただし【月額55,000円-企業型確定拠出年金の掛け金】の範囲内
	企業型確定拠出年金と確定給付企業年金等に加入している方	月額12,000円 ただし【月額27,500円-企業型確定拠出年金の掛け金】の範囲内
	確定給付企業年金のみ加入している方 公務員の方	月額12,000円 (年額144,000円)
専業主婦(夫)の方(国民年金第3号被保険者)		月額23,000円 (年額276,000円)

掛け金は月々5000円から、1000円単位で自由に設定できます。金額は年1回(12月から翌年11月までの間)に限り変更が可能です。



制度改正

2024年12月1日からの方の掛け金が**月額20,000円**に引き上げられます。ただし【月額55,000円-(各月の企業型確定拠出年金の事業主掛け金額+他制度掛け金相当額)】の範囲内となります。

税制優遇について

iDeCoは 積立時 運用時 受け取り時に税制優遇を受けることができるのが大きなメリットです。

積立時

積み立てた掛け金は全額所得控除の対象

運用時

運用して出た運用益は全額非課税

受け取り時

一括として受け取る場合、退職所得控除の対象(企業の退職金と合算)

年金として受け取る場合、公的年金控除の対象(ほかの年金と合算)

専業主婦(夫)の方は積立時の税制優遇のメリットはありません

注意点

- ・原則途中解約ができず、60歳までは引き出しができません。また年金原資を受け取るためには加入期間が10年以上必要であるため、50歳以上で加入した場合などには注意が必要です。
- ・加入時、積立時、受け取り時には手数料がかかります。各金融機関によって手数料は異なるので加入時に確認して金融機関を選びましょう。

< Visionのご案内 >

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー: Vision**

今月の開催日は**6月6日(木)**です。

経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作っていませんか。

開催日	対象者	申込期限
6月6日(木)	4・5・6・7月決算法人様	5月31日(金)
7月11日(木)	5・6・7・8月決算法人様	7月5日(金)
8月22日(木)	6・7・8・9月決算法人様	8月16日(金)

< 6月のカレンダー >

6	木	*経営計画書作成セミナー: Vision
10	月	*5月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
30	日	*4月決算法人の確定申告及び納付期限
		*10月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の1・7月決算法人)
		*消費税等毎月納付(4月分)

※30日は日曜日のため申告・納期限は7月1日(月)となります。



当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

